

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第62号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市久世ふれあいセンターの使用料の適正化を図る必要があるため、京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第62号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

「

別表第2備考以外の部分中

円	円	円
10,300	13,200	15,300
7,900	10,300	11,700
800	1,000	1,100
900	1,300	1,400
800	1,000	1,100

を

」

「

円	円	円
10,790	13,820	16,020
8,270	10,790	12,250
830	1,040	1,150
940	1,360	1,460
830	1,040	1,150

に改め、同表備考2中「100円」を「10

」

円」に改め、同備考3中「より計算した額」を「掲げる額（2の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に、「100円」を「10円」に改め、同備考4中「100円」を「10円」に改め、同備考5中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市久世ふれあいセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、こ

の条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)